

説明会当日Q&A

NO	質問内容	回答
1	事前着手届について「やむを得ない理由」とは、どのようなものか。	原則として補助金の交付決定後（9月初頭を予定）に発生した経費が補助対象になる。事前着手が認められる「やむを得ない理由」としては、例えば店舗の工事をす る際、交付決定後に着手すると補助対象期間内に工事を完了することができないな どの場合が考えられる。
2	交付決定までに取りかかるか未定の業務にかかる経費については、念のため、事前着手届を提出しておいてよいか。	事前着手届を提出されても構わない（補助経費の対象になるか否かについては、審 査で判断する）。
3	同じ事業に対して国や県、市町村の他の補助金を申請することができるか。	他府県の事例等も踏まえ、奈良県起業家支援事業費補助金では、その他の全ての補 助金との重複は認めない。